

加古川中央市民病院自動販売機（紙カップ式）設置運営業務 仕様書

1. 目的

加古川中央市民病院（以下「委託者」という。）に従事する職員等の福利厚生サービスの充実と来院者への施設利便性の向上を目的として、自動販売機の設置・運営を行う。

2. 業務名

自動販売機（紙カップ式）設置運営業務

3. 施設概要

- (1) 病院名称：加古川中央市民病院
- (2) 所在地：加古川市加古川町本町 439 番地
- (3) 病床数：600 床
- (4) 外来患者数：約 1,600 人/日（2025 年度実績）
- (5) 入院患者数：約 530 人/日（2025 年度実績）
- (6) 職員数：約 1,750 人（2026 年 4 月 1 日時点）
- (7) 自動販売機設置台数：1 台

4. 契約期間

2026 年 7 月 1 日から 2029 年 6 月 30 日（3 年間）

※準備期間は、受託者が必要な期間を設定し、委託者と協議すること。

5. 基本的事項

- (1) 業務に当たっては、関係法令及び規程を遵守すること。
- (2) 業務に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて受託者の負担において行うこと。
- (3) 使用する物件等については、最善の注意をもって維持・管理・保存すること。また、受託者は、使用する物件を自動販売機設置場所以外の用途に供してはならない。

6. 個人情報の保護

- (1) 受託者及び業務従事者は、「個人情報保護法」を遵守すること。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た患者等の個人情報を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除および契約期間満了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、業務従事者の雇用にあたって、その重要性につき指導・教育を徹底すること。

7. 自動販売機設置運営

(1) 設置台数

- ① 1 台（設置場所の詳細は、別表参照。）

- ② 上記設置台数の他、受託者からの提案で追加設置及び台数・販売内容等を提案できるものとする。設置可否・設置場所等は委託者と協議の上決定するものとする。

(2) 設置する機種及び設置

- ① 自動販売機のデザインは、著しく華美でなく、公序良俗に反しないものとする。また、ユニバーサルデザインの機種を設置すること。
- ② 設置する自動販売機は、横 120～140 cm、奥行き 90 cmを基準とし、設置場所に応じた適切な自販機を設置すること。
- ③ 設置する自動販売機は、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- ④ 自動販売機の設置に当たっては、地震等の際に転倒しないように安全対策として、JIS 規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じること。
- ⑤ 設置する自動販売機の防犯対策として、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
- ⑥ 日本銀行が発行する新紙幣又は新硬貨が流通開始となった場合、受託者は、当該自動販売機について速やかに新紙幣及び新硬貨に対応可能な状態へ改修又は機器交換を行うこと。
- ⑦ 自動販売機の脇に販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を必要数設置すること。
- ⑧ 電気及び水道の子メーターを設置すること。
- ⑨ 大規模災害時に職員が操作して、飲料等を無償で提供できる機能のついた災害対応型自動販売機の設置が望ましい。
- ⑩ 電子マネーに対応した機種を設置すること。
- ⑪ 飲料自動販売機以外の食品等の自動販売機の追加設置を受託者から提案することができるものとする。

(3) 販売商品及び販売価格

- ① 原則販売商品は、お茶、ミネラルウォーター、乳酸菌飲料、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類、スポーツドリンク類とし、酒類の販売は認めない。
- ② 販売価格は、標準小売価格以下で販売すること。職員用として設置する自動販売機の販売価格は、福利厚生サービスの一環として設置するため、標準小売価格より安価に設定するものとし、受託者が提案すること。

(4) 管理運営

- ① 商品の補充・変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充を適切に行うこと。特に商品の欠品が発生しないように注意すること。
- ② 回収ボックスのゴミは、溢れないように定期的に回収し、受託者にて適正に処理・リサイクルを行うこと。

- ③ 自動販売機内部・外部及び設置場所周辺（回収ボックス等）の清掃などを行うこと。
- ④ 紙カップ式は特に衛生に留意し、適切な頻度で内部清掃を実施すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、連絡先を自動販売機の前面に明記し、連絡を受けた時は受託者において迅速に対応すること。

8. 売上報告等

受託者は、自動販売機の運営実績について、毎月の収支及び年間の決算状況を書面で報告すること。

9. 業務内容及び契約金額の見直し

業務内容については、都度委託者と協議の上、仕様書の見直しを行うとともに、継続的な業務の質の向上を図るものとする。仕様書の見直しに伴い、契約条件（契約金額等）の変更が発生した場合においては、都度、契約変更を行う。

10. 経費の負担

経費の負担は以下のとおりとする。

	費用項目	内容	委託者	受託者
自動販売機設置運営業務	設置・撤去	自動販売機の設置及び撤去に係る経費		○
	運営管理	商品補充、売上金回収、メンテナンス、故障時の対応等に係る経費		○
	ごみ処理	回収ボックスの設置・撤去及び維持・管理に係る経費		○
		ごみ（ペットボトル・缶・瓶等処理費）に係る経費		○
	水道、光熱	水道、光熱費に係る経費	○	

11. 原状回復

契約期間が満了したとき又は契約解除により契約が終了したときは、受託者の負担において本物件を原状に回復し、委託者に返還しなければならない。

12. 管理手数料

手数料は、毎月の売上高（税込み）に、受託者が提示した手数料率を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。管理手数料は、月末に締め切り、翌月10日までに書類により売上金額等の実績を報告し、翌月末までに委託者の指定する口座に振り込みにて支払うこと。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

13. 再委託の禁止

受託者は受託業務の全てを再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合には、委託者と協議の上、許可を得ること。

14. 参考データ

別表

No.	階数	場所	給水設備	特記事項
1	3	職員食堂ラウンジ	無	職員用紙カップ

自動販売機 実績 ※2025年度

平均売上金額	約 164,834 円 (税込) /月
平均利用本数	約 1,424 杯/月
年間売上金額	1,978,016 円 (税込) /年
年間売上本数	17,103 杯/年